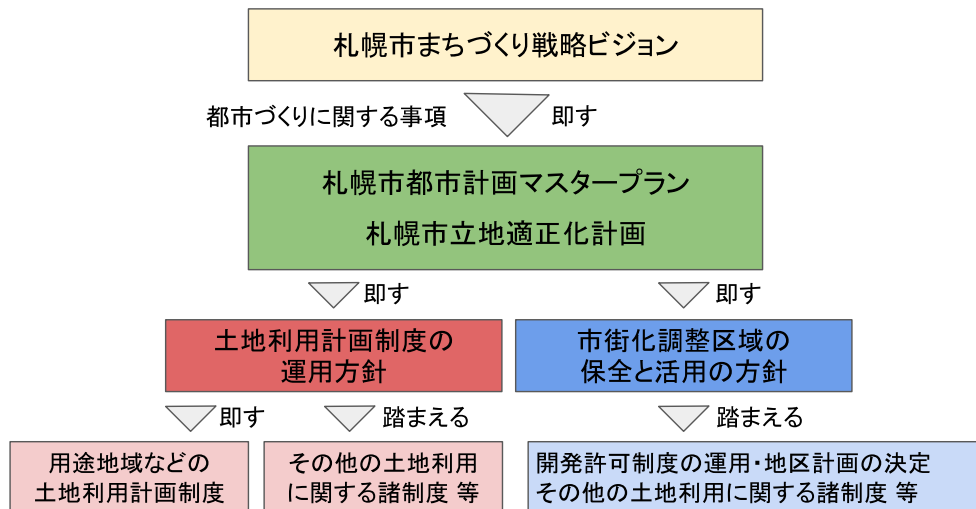


□ 土地利用計画制度の運用方針等の見直しについて

1 背景と趣旨

- ・札幌市では、都市計画マスタープランや立地適正化計画で示す都市づくりの理念や基本目標の実現に向け、市街化区域における用途地域などの土地利用計画制度の運用の考え方を示した「土地利用計画制度の運用方針」及び、市街化調整区域における開発許可などの土地利用に係る各種制度の運用の考え方を示した「市街化調整区域の保全と活用の方針」（以下「運用方針等」という。）を策定し、適切な制度運用を行っている。
- ・令和8年3月、札幌市の人口が減少局面を迎えたことや都市のリニューアルの進展、脱炭素社会の実現に向けた機運の高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、「第3次札幌市都市計画マスタープラン」及び「第2次札幌市立地適正化計画」（以下「3次マス等」という。）を策定した。
- ・3次マス等を踏まえて土地利用計画制度等を適切に運用するため、運用方針等を改定する。



2 検討体制

- ・運用方針等の改定にあたっては、前回の運用方針等の改定時と同様、都市計画審議会委員の学識経験者を中心に、議論内容に応じた外部有識者を含む部会を設置する。
- ・本会において検討部会の設置について承認されたのち、議論・検討を開始し、パブリックコメントの実施や都市計画審議会への説明等を踏まえて、令和9年度中の改定を目指す。

(参考)

- ・札幌市都市計画審議会条例（抜粋）
第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
- ・検討体制の実績（過去10年）

名称	都市計画マスタープラン等 見直し検討部会	土地利用計画等 検討部会	都市計画マスタープラン等 見直し検討部会
開催期間	H26. 6～H28. 2	H29. 7～H30. 10	R 6. 5～R 8. 1
開催回数	13回	9回	9回
委員構成	審議会委員（学識）4名 外部有識者 2名	審議会委員（学識）5名 外部有識者 4名	審議会委員（学識）6名